

国連人権難民高等弁務官

Mrs. Louise Arbour 殿

## 要 望 書

2004年7月21日

大阪弁護士会

会 長 宮 崎 誠

### 第1 要望の趣旨

最高裁判所は、2003年9月5日、被疑者又は被告人と弁護人との間で発受する信書について身柄拘束機関当局が検閲する旨定めた監獄法50条<sup>\*1</sup>並びに監獄法施行規則130条1項<sup>\*2</sup>及び2項<sup>\*3</sup>が市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下「自由権規約」という）14条3項<sup>\*4</sup>及び17条<sup>\*5</sup>に違反し無効であるとの訴えに対して、何ら理由を示すことなく違反していると解することはできないとの判断を下した。<sup>\*6</sup> 過去3年間にわたる貴職に対する要望書で明らかにした様に、最高裁判所は各種の事件において自由権規約について真摯に判断し検討するということを全くしていない。

---

\*1 監獄法50条：接見ノ立会、信書ノ検閲其他接見及ヒ信書ニ関スル制限ハ法務省令ヲ以テ之ヲ定ム

\*2 監獄法施行規則130条1項：在監者ノ発受スル信書ハ所長之ヲ検閲ス可シ

\*3 監獄法施行規則130条2項：発信ハ封緘ヲ為サシテ之ヲ所長ニ差出サシメ受信ハ所長之ヲ開披シ検印ヲ押捺ス可シ

\*4 自由権規約14条3項：すべての者はその刑事上の罪の決定について、十分平等に、少なくとも次の保障を受ける権利を有する。

(b) 防御の準備のために十分な時間及び便益を与えられ並びに自ら選任する弁護人と連絡すること

\*5 自由権規約17条：

1 何人も、その私生活、家族、住居、若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。

2 すべての者は、1の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する

\*6 最高裁判所第2小法廷平成15年9月5日判決（判例時報1850号61頁）

かかる最高裁判所の自由権規約の取扱いは、自由権規約2条に定められている締約国の規約実施義務に違反するものであり、特に同条3項にいう「司法上の救済措置を発展させる」義務に真っ向から違反するものである。

よって、日本の最高裁判所に対し、具体的事件において自由権規約を真摯に判断すべきこと、自由権規約に基づく司法上の救済措置を発展させるべき義務を誠実に履行するよう、貴職において勧告等の措置をなし、もしくは然るべき国連人権機関において勧告等の措置がなされるよう取り計らっていただくことを要望する。

## 第2 要望の理由

### 1 本事件の事実関係

強盗罪を犯したとして起訴され拘置所に勾留されているパキスタン人の被告人が、弁護人になっている弁護士の有効な援助を受けることを主たる目的として、同弁護士宛の信書を作成し、拘置所職員を通じて拘置所長に対し、同信書を弁護人に郵送するよう依頼したところ、拘置所長の命を受けた拘置所職員はその信書の内容を検閲し、検閲印を押印した後初めて封をして、弁護人に郵送する手続をとった。また、同弁護人が上記被告人の刑事裁判について効果的な弁護活動を行うことを主たる目的として同被告人に対して信書を発出したところ、拘置所長の命を受けた拘置所職員はその信書を受領後開封してその内容を検閲し、検閲印を押印した後初めて同被告人に交付した。

日本では、1908年に施行された監獄法が改正されないまま残存しており、同法並びに同法に基づいて法務省が作成した監獄法施行規則により刑務所の管理が行われている。監獄法50条並びに監獄法施行規則130条1項及び2項には、被疑者又は被告人と弁護人との間で発受する信書について身柄拘束機関当局が検閲する旨規定されている。上記拘置所がなした信書の検閲はこの監獄法並びに監獄法施行規則に基づくものである。

上記弁護人の弁護士は、監獄法50条並びに監獄法施行規則130条1項及び2項が、被疑者又は被告人と弁護人との間の自由かつ秘密のコミュニケーションの権利を保障した自由権規約国際規約（以下「自由権規約」という）14条3項及び17条並びに国際慣習法に違反し無効であるとして浦和地方裁判所に提訴した。

### 2 浦和地方裁判所の判決<sup>\*7</sup>

浦和地方裁判所は、1996年3月22日の判決において、自由権規約によって保障されて

---

\*7 浦和地方裁判所平成8年3月22日判決（判例時報1616号111頁）

いる権利も、同規約の規定の文言や趣旨、自由権規約5条1項などに照らして絶対的かつ無制約なものではなく、権利に内在する合理的制約に服することを当然の前提としていると解され、不可侵の権利とは解されないとして、上記弁護士の主張を認めなかった。

### 3 東京高等裁判所の判決

東京高等裁判所は、1997年11月27日、被勾留者と弁護人との間で発受する信書を拘置所長が検閲することは、それが逃亡又は罪証隠滅の防止並びに監獄内の規律及び秩序の維持を目的とするものであり、弁護人とのコミュニケーションそのものの制約を目的とするものではなく、かつ、刑事訴訟法39条1項により、拘置所等において立会人なしに口頭により自由に弁護人と接見することが保障されている以上、必要かつ合理的な制限にとどまるとしてやはり上記弁護士の主張を認めなかった。

### 4 最高裁判所の判決

最高裁判所（第2小法廷）は2003年9月5日の判決で、何ら理由を示すことなく監獄法50条並びに監獄法施行規則130条1項及び2項が自由権規約14条3項、17条に違反すると解することはできないと判示した。

ただし、2名の裁判官は反対意見を述べた。それは、監獄法50条並びに監獄法施行規則130条所定の信書には、原則として勾留中の被告人と弁護人との間の信書は含まれないと解するのが自由権規約14条3項（b）、17条の趣旨に合致するというものである。2名の裁判官は、反対意見の根拠として、東京高等裁判所のような解釈は、刑事訴訟法39条1項の趣旨と整合せず、監獄法令の規定は、少なくとも被勾留者と弁護人等との信書の授受に関する限り、憲法が保障する弁護人依頼権に由来する刑事訴訟法の弁護人等の接見に関する規定と整合するように解釈すべきであり、そのような解釈が自由権規約14条3項（b）、17条の趣旨に合致すると述べている。

ちなみに、自由権規約17条の規定と同旨のヨーロッパ人権条約8条<sup>\*8</sup>に関するキャンベル対イギリス事件のヨーロッパ人権裁判所1992年3月25日判決は、被拘禁者と弁護士との

---

\*8 ヨーロッパ人権条約8条：

- 1 すべての者は、その私生活及び家族生活、住居並びに通信の尊重を受ける権利を有する。
- 2 この権利の行使については、法律に基づき、かつ、国の安全、公共の安全若しくは国の経済的福利のため、また、無秩序若しくは犯罪の防止のため、健康若しくは道徳の保護のため、又は他の者の権利及び自由の保護のため民主的社会において必要なもの以外のいかなる公の機関による干渉もあってはならない

間の信書の開封を同法違反と判断した。この判断を受けてイギリス政府は原則として開封・閲読を廃止し、封書の内容物に十分な疑惑がある場合でも、本人立会の下でのみ開封し得るものとし、しかも閲読は許されない取扱いに改めた。

#### 5 日本の最高裁判所の自由権規約に対する消極的姿勢

日本の裁判所、特に最高裁判所は、自由権規約をはじめとする国際人権条約について判断を避けようとする傾向が顕著である。日本では、1980年代から国際人権条約、特に自由権規約が裁判で援用されることが多くなってきたが、最高裁判所はそれを正面から真摯に判断する姿勢を欠いている。上記最高裁判所の判決は、その一例にすぎない。例えば、外国人登録法上の指紋押捺義務の是非が争われた事件で、自由権規約違反の疑いを否定できないとした大阪高等裁判所の判決<sup>\*9</sup>を、最高裁判所は自由権規約に何ら言及することなく破棄している<sup>\*10</sup>し、2001年8月6日付要望書で取り上げた本事件と同様に監獄法施行規則が問題となった徳島刑務所接見妨害事件でも最高裁判所は同様の対応をとっている<sup>\*11</sup>し、2002年7月29日付の要望書でとりあげた非嫡出子相続差別事件でも、2003年7月28日付要望書で取り上げた戸別訪問禁止違反事件でも、そうである。

#### 6 日本の最高裁判所が是正すべきこと

日本では、自由権規約をはじめとする国際人権条約の実効性の確保が極めて不十分である。せっかく批准した自由権規約も、批准後25年になろうとする今日に至ってもそれが十分に生かされているとは言い難い。その最大の原因は上述のような最高裁判所の消極的姿勢にある。すなわち、最高裁判所は国際人権条約の重要性を十分に理解しておらず、またこれを司法部全体に広める努力をしていない。

規約人権委員会は、1998年11月5日付最終見解で、「委員会は、規約で保障された人権について、裁判所・検察官・行政官に対する研修が何ら提供されていないことに懸念を有する。裁判官を規約の規定に習熟させるため、裁判官の研究会及びセミナーが開催されるべきである。委員会の『一般的意見』及び選択議定書にもとづく個人通報に対して委員会が表明した『見解』が裁判所に提供されるべきである。」と勧告しているが、2003年9月に至っても上記のような何ら理由を示すことなく自由権規約に違反しないと一言で片づける最高裁判所の判決が出ている現状に鑑みれば、上記勧告に対して依然として十分な対応がなされていないことは明

\*9 大阪高等裁判所1994年10月28日判決（判例タイムズ868号59頁）

\*10 最高裁判所1998年9月7日判決（判例タイムズ990号112頁）

\*11 最高裁判所2000年9月7日判決（判例タイムズ1045号109頁）

らかである。

今、日本の最高裁判所に必要なのは、自由権規約に関する判断に対する消極的な姿勢を改め、自由権規約に正面から取り組んで国際人権水準にかなう判断を自ら示し、また、すべての裁判官に自由権規約に習熟する機会を提供し、規約上の権利を侵害された者が裁判所において救済を受け得ることを確保することである。日本は自由権規約の第1選択議定書を批准していないため、規約上の権利を侵害された個人が規約人権委員会に通報して救済を求める道が閉ざされているだけに、最高裁判所の姿勢転換がなおさら強く求められる。

## 7 結論

以上のとおりであるので、大阪弁護士会は、貴職に対し、要望の趣旨記載のと通りの措置をとっていただきたく、本要望書を提出する次第である。